

新潟産業大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

ただし、貴大学は大学基準において「学生の受け入れ」及び「管理運営・財務」に関して問題が認められるため、認定の期間を2021（平成33）年3月31日までとする。また、本協会は、当該問題事項の改善状況を3年後までに再評価し、大学基準への適合について改めて判定を行うこととする。

II 総評

貴大学は、1947（昭和22）年に設立された柏崎専門学校を前身とし、柏崎短期大学を経て、1988（昭和63）年に新潟県内では初めての社会科学系の4年制私立大学として開学した。その後、学部・学科の開設や改組、大学院の設置などを行い、現在は1学部（経済学部）、1研究科（経済学研究科）を設置している。キャンパスは、新潟県柏崎市に構え、「戦後日本の再建・発展と平和で幸福な社会の建設は、一にかかって若い人材の育成に在り」という建学の精神及び「主体的自我の確立」という教育理念に基づき、教育研究活動を展開している。

2010（平成22）年度に本協会の大学評価（認証評価）を受けた後、「学長・副学長等会議」を中心とする運営体制を構築するとともに、2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までの「新潟産業大学改革プラン」を策定し、定員充足のために、オープンキャンパスの充実、地域の高専への出前授業による志願者確保、留学生の確保等を行い、財務状況の改善のために人件費の削減等を行うなどの改革を重ねてきた。しかしながら、以下のように、いまだ2点の必ず改善すべき事項が認められる。

学生の受け入れについては、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率は、依然として低く、大幅な改善は確認できない。入学定員の見直し、離学者対策、入試制度の充実などさまざまな改善策を検討・実施しているので、引き続き適切な定員管理に向けて改善に取り組むことが必要である。

財務についても、「新潟産業大学改革プラン」のもとで財政基盤の安定に向けて、学生確保による収入増、外部資金の獲得、人件費の削減などの具体的な数値目標を含む計画を策定し、それに沿って改善策を実行している。しかし、貴大学の目的・目標を実現するうえで必要な財政基盤はいまだ確立されていないことから、同プランに掲げる改善策を推し進め、収支状況を早急に改善することが必要である。

このほかにも、内部質保証については、定期的な自己点検・評価が実施されておらず、学内での課題の共有及び課題解決のための組織体制が十分に機能しているとはいえない。今後は、改革プランに基づく事業計画の進捗管理及び効果測定に努めるとともに、組織的な自己点検・評価を定期的実施し、再評価に向け、改善のための取組みを継続することが望まれる。

一方、今回の大学評価において、貴大学が上記の改革プランに基づき、さらなる学科の再編、カリキュラム全体の改編を含む多くの改革を進めつつあることが確認できた。また、貴大学では、広域の自治体や諸団体と連携協定を結び、多方面で教育研究の成果を社会に還元する取組みを継続的に行う体制を作り、実施している。2016（平成28）年からは新潟産業大学地域連携センターを設置し、より一層の活動の強化に努めており、その成果が期待される。

今回の大学評価を契機に、貴大学が改善への取組みに全力を尽くし、発展されることを期待したい。

III 各基準の概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学は、前身となる専門学校の開学当初の建学の精神と教育理念を踏まえ、大学開設時にこれに「社会への貢献」を加え大学設置の趣旨とした。その後、2016（平成28）年度の自己点検・評価の結果、教育理念として「人格の陶冶を通して主体的自我を確立し、新しい時代感覚をもって社会に貢献する人間を育成する」と表すに至っている。

これらの建学の精神と教育理念に基づく大学の人材育成の目的として、「学術の教育研究を行うとともに、高度な専門知識と応用能力の涵養に努め、併せて、広い視野で思考できる豊かな教養と高い道徳を身につけた、地域社会に有為な人材を育成する」ことを学則に定め、学部及び各学科においても定めている。また、経済学研究科については、「高度で専門的な経済学、経営学の理論及び応用の教授研究を通じて、地域経済および地域社会の振興発展に寄与する高度専門職業人、指導的産業人を育成する。また、東アジア諸国・地域が抱える多様な課題についての総合的な理解のうえに、我が国とりわけ地域社会と東アジア諸国・地域との友好的・持続的発展に貢献できる人材を育成する」ことを目的とし、大学院学則に定めている。さらに、これらの目的を踏まえて学部・研究科共通の教育目標を定めるとともに、学部、研究科のそれぞれに「社会的使命（ミッション）」を定めている。

建学の精神と教育理念、人材育成の目的及び社会的使命については、ホームページにおいて公表し、経済学部では冊子『N S Unavi』、経済学研究科については『大

学院ガイドブック』に掲載し、学内掲示、学内行事を通じて周知している。これに加えて、新入生にはオリエンテーションでの説明をしているほか、受験生には『Campus Guide』『大学院案内』などの冊子を通じて周知、公表している。

理念・目的等の適切性の検証については、これまでの5ヵ年で「大学常勤理事会」において中期ビジョンを、「学長・副学長等会議」において中期経営計画を検討する際に行っている。これに加えて、今回の自己点検・評価を通じて「自己点検・評価運営委員会」が大学全体について検証し、次いで経済学部教授会及び大学院研究科委員会がそれぞれ検証している。なお、今後は学長のリーダーシップのもと、「学長・副学長等会議」において定期的に理念・目的等の検証を行うことを予定しているので、その成果に期待したい。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、1学部1研究科の単科大学として、経済学部（経済経営学科・文化経済学科）と大学院経済学研究科（経済分析・ビジネス専攻修士課程）を設置し、附設の研究所として、柏崎研究所とモンゴル文化研究所、附設のセンターとして、地域連携センターと国際センターを設置している。これらの教育研究組織は、貴大学の人材育成の目的を達成するための組織として編成されている。

柏崎研究所は、地域の課題解決及び地域振興に寄与する目的で、モンゴル文化研究所は、モンゴル文化圏の調査研究及び国際交流に寄与する目的で設置している。また、地域連携センターは地域の活性化や地域課題に取り組む活動を、国際センターは国際交流を、それぞれ円滑に推進することを目的に運営している。

教育研究組織の改組等については、2014(平成26)年に設置した「学長・副学長等会議」で検討し、改正の必要があれば、教授会での審議を経て（必要事項については、理事会での決定を経て）、学長が決定する。開学以来、社会的ニーズ等を踏まえた学部・学科の開設や改組、大学院の設置、さらには「コンパクト・ユニバーシティ」への転換を見据えた改組等が適宜実施され、とりわけ近年においては、「新潟産業大学の公立大学法人化について（要望）」及び「新潟産業大学改革プラン」が策定されるとともに、附設研究所・センターの改廃・新設を行うなど、大学の理念・目的を踏まえた組織体制の整備を行っている。ただし、教育研究組織の適切性の検証については、これまで認証評価に向けた自己点検・評価以外に行われていなかったが、今後は学長のリーダーシップのもと、「学長・副学長等会議」を中心とした検証を行うことを予定しているので、従来の組織との整合性を確認・調整し、検証システムを機能させることが望まれる。

3 教員・教員組織

<概評>

大学の理念・目的を達成するため、求める教員像として、「建学の精神・教育理念、大学および経済学部、大学院経済学研究科の目的をよく理解し、経済学部及び経済学研究科のミッション遂行に邁進する教員」などの3項目、教員組織の編制方針として、「大学設置基準および大学院設置基準を遵守する」などの4項目を設定している。これらは、「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」としてホームページを通じて学内外に広く公表している。

また、学長は年度当初にすべての教員の校務分掌を教授会において指示し、「教務委員会」等の委員会組織、研究所及びセンターに構成員として配置している。学科の運営に関しては、学長が学部長の推薦を踏まえ、各学科に学科主任を置くことにより、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしている。

専任教員数は、学部・研究科ともに法令で定められた必要数を充足している。専任教員の年齢構成については、経済学部において60歳以上の比率が高くなっているものの、定年退職者の発生等により偏りの改善が見込まれている。

教員の募集・採用・昇格は、「新潟産業大学専任教員の人事に関する規程」「新潟産業大学教員選考基準」等に従って行っている。経済学研究科については、「新潟産業大学大学院教員の資格審査に関する規程」を定めている。人事計画及び配置枠は、学長を委員長とする「人事委員会」で決定し、教授会で周知している。教員の選考は、経済学部長を委員長とする「選考審査委員会」で審査を行い、教授会の審議を経て決定している。なお、経済学研究科における教員の採用は、研究科長が経済学部長と協議のうえで「人事委員会」の審議を経て決定している。

教員の資質の向上を目的として行うファカルティ・ディベロップメント（FD）活動については、「新潟産業大学FD委員会」及び「新潟産業大学大学院FD委員会」が中心となって新任教員研修等に取り組んでいるものの、今後はさらに多様な研修を行うことが望まれる。

教員の教育研究活動の評価は、各教員による授業評価、研究業績、正課外活動による学生指導、地域貢献、学内校務等についての自己点検・評価の結果を学部長が点検し、学長に報告している。ただし、この取組みは教員個人の自己点検・評価の段階にあり、全学的な、教員の教育研究活動、学生支援、社会貢献、管理運営等について客観的・数量的に評価する制度には至っていない。なお、企画調査室が本件に関する調査研究を行うことを予定しており、今後の整備が期待される。

教員組織の適切性の検証については、これまで認証評価に向けた自己点検・評価

以外に行われていなかったが、今後は学長のリーダーシップのもと、「学長・副学長等会議」を中心に定期的な検証を行うことを予定しているため、その成果に期待したい。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学全体

学部・研究科に共通する教育目標として「自ら学び、自ら考え、自ら行動する自立した人間を育てる」など3項目を定め、学部、研究科のそれぞれに「社会的使命（ミッション）」を掲げている。これに基づいて、学部・研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、学部では「カリキュラム部会」及び「FD委員会」が取り組み、研究科では「大学院FD委員会」が取り組み、その結果を受けて諸方針の検討の必要があると判断した場合、「自己点検・評価運営委員会」に付議のうえ検証する体制を整備している。しかし、これまで認証評価に向けた自己点検・評価以外に検証は行っておらず、今後は学長のリーダーシップのもと、「学長・副学長等会議」を中心に定期的な検証を行うこととなっているため、その成果に期待したい。

経済学部

大学の教育目標を踏まえた「社会的使命（ミッション）」に謳う「地域社会や企業を主体的に力強く支える力」に基づき、学位授与方針として、「自らが社会の一員であることを自覚し、豊かな人間性と社会性を支える広い教養」など5つの能力を定め、課程修了にあたって必要な修得すべき能力を示している。また、これらの能力を修得するための教育課程の編成・実施方針として、「基礎科目は、大学生基礎科目とキャリア科目によって編成」し、両学科共通とすることなど5項目を定め、教育内容などに関する基本的な考えを示している。これらの方針は、ホームページ等を通じて社会に公表しており、学生にはガイダンスのほか、新入生学外合宿研修においても周知している。

経済学研究科

研究科の教育目標を踏まえた「社会的使命（ミッション）」に謳う「経済社会の発

展を起動させる人材の育成」に基づき、学位授与方針として、「経済学の新しいパラダイムの構築に資する能力」など4つの能力を定め、課程修了にあたって必要な修得すべき能力を示している。また、学位授与方針に定めた能力を修得するため、教育課程の編成・実施方針として、「企業・家計・政府等を取り巻く経済の動向を適切に把握し、予測などを行いうる能力」及び「企業経営などを円滑に遂行していくための様々な実践的マネジメント能力」を涵養することを定め、教育内容などに関する基本的な考えを示している。これらの方針は、『大学院ガイドブック』やホームページに掲載・公表されており、大学院学生には、ガイダンスにおいて周知が図られている。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

大学全体

学部・研究科では、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき教育課程を編成し、各課程にふさわしい教育内容を提供している。

学部、研究科のいずれにおいても科目ナンバリングや履修モデルの活用により、教育課程の体系的な編成や可視化を図っているほか、『NSUnavi』『大学院ガイドブック』を通じて、学生に明示している。

教育課程の適切性の検証については、学部においては、「カリキュラム委員会」「FD委員会」がそれぞれの所掌に基づいて行い、その結果に問題があれば「自己点検・評価運営委員会」が検証する体制を整備している。研究科においては、研究科委員会がカリキュラムの検討を行う際に検証を行っている。しかしながら、いずれにおいても毎年度の科目調整にとどまっておらず、教育課程の適切性そのものを定期的に検証するには至っていない。今後は、学部・研究科で行う検証にとどまらず、学長のリーダーシップのもと、「学長・副学長等会議」を中心として定期的な検証を行うことを予定しているので、その成果に期待したい。

経済学部

教育課程の編成・実施方針を踏まえ、基礎科目・教養科目・専門科目に分類して授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。基礎科目は大学生基礎科目とキャリア科目からなり、前者は入学後の高等学校から大学へ、後者では大学から実社会への移行がスムーズに行われるよう配慮している。一般教養科目と外国語科目からなる教養科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する科目により編成している。また、専門科目は、経済学・経営学・文化経

経済学の3つの学問分野の基礎からなる科目を設けている。経済経営学科及び文化経済学科の両学科とも重要な科目については、必修科目等に指定し、3年次進級に際しても一定の科目の修得を求めている。また、3年次から4年次に必修のゼミナールを設けており、4年次には集大成として卒業論文の執筆を求めている。経済経営学科は、地域振興政策などの4分野のゼミナールを開講し、文化経済学科では、観光ビジネスなど4分野のゼミナールを開講するとともに、4分野にわたる講義科目の履修を求めている。

経済学研究科

研究科のカリキュラムは、教育課程の編成・実施方針に定める「企業・家計・政府等を取り巻く経済の動向を適切に把握し、予測などを行いうる能力」「企業経営などを円滑に遂行していくための様々な実践的マネジメント能力」を涵養するため、「経済領域」「社会情報分析領域」「マネジメント領域」の3つから構成されている。また、「特論」などの講義科目からなるコースワークと、修士論文作成のための「演習」からなるリサーチワークを組み合わせた教育課程を編成している。

(3) 教育方法

<概評>

大学全体

授業の目的・到達目標、内容・方法、授業計画、成績評価基準等を明示した統一のシラバスに基づいて、授業を実施している。シラバスは、ホームページ、『NS Unavi』『大学院ガイドブック』で公開することで、学生に明示している。シラバスと実際の授業との整合性などの検証については、経済学部では教務委員長による点検と「FD委員会」による『授業改善計画書』『相互授業見学レポート』を通じて行い、大学院では、授業改善アンケートの結果を参考に検証している。

教育内容・方法等の改善のための検証は、大学全体としては、これまで認証評価に向けた自己点検・評価以外に行ってこなかったが、今後は学長のリーダーシップのもと、「学長・副学長等会議」を中心として検証システムを確立するとしているので、その成果に期待したい。

経済学部

教育目標の達成に向けて、講義・演習・実習の授業形態を採用している。

個々の学生に対する学習指導は必修のゼミナールを軸に行っており、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位（1 Semester 27 単位）と定めることで、学

習の質の確保を図っている。

各科目の単位は、学則において、授業の内容・形態を考慮して適切に定めている。ただし、英語検定、経営学検定等の資格取得による単位認定制度は、複数の資格を取得した場合に認定する単位数の上限等の取り扱いが明確ではないので、制度内容の検討が望まれる。既修得単位の認定は、規程や内規に従って運用している。また、成績評価の厳正化のために、2015（平成27）年度よりGPA制度を導入している。

教育内容・方法等の改善を図るための取組みは、「新潟産業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づいて、「FD委員会」主導のもとで、各学期の授業改善アンケート及び教員による相互授業見学並びにFD講演会（年2回）を行っている。

経済学研究科

教育目標の達成に向けて、講義・演習の授業形態を採用している。研究指導の方法、内容やスケジュールを明らかにした研究指導計画については、『大学院ガイドブック』に示している。大学院学生には1年次に個別指導のもと2年間の研究計画を策定し、提出することを求め、2年次の春に学位論文作成についてのガイダンスを実施している。これを踏まえて、大学院学生は、指導教員により研究計画に基づいた研究及び学位論文作成の個別指導を受けている。

各科目の単位は、大学院学則において、授業形態に基づき適切に定めている。既修得単位の認定についても、大学院学則に定めており、適切に運用されている。

教育内容・方法等の改善を図るための取組みは、「大学院FD委員会」が中心となって実施した授業改善アンケートの集計結果を研究科委員会において開示・分析することで行っている。

（4）成果

<概評>

学位授与の要件、卒業・修了認定の手続きに関し、学部については学則に定め、冊子『NSUnavi』に掲載し、配付することにより学生に周知している。また、新入生には、入学時のガイダンスで説明し、計画的な学修ができるよう指導されている。研究科では、大学院学則に定め、『大学院ガイドブック』等に掲載し、配付することにより、大学院学生への周知を図っている。また、学位論文作成時の注意事項として「学位論文として期待される水準」を『大学院ガイドブック』に示し、あらかじめ周知している。ただし、『大学院ガイドブック』では学位論文に「期待される水準」としての明示にとどまっているため、学位に求める水準を満たす論文で

あるか否かを「審査する基準」として明確にし、大学院学生に明示することが望まれる。さらに、大学院学生が修士論文または課題研究レポートを選択することも可能としているが、課題研究レポートの審査基準が明文化されていないので、修士論文の審査基準とは別に策定し、『大学院ガイドブック』などに明記するよう、改善が望まれる。

学位授与は、学部については学則に基づき、教授会における卒業判定会議の判断を踏まえて、研究科については大学院学則、「新潟産業大学大学院経済学研究科における学位論文審査及び最終試験の方法等に関する細則」に基づき、研究科委員会の審査・判定を踏まえて、学長が行っている。

学習成果を測定するため、学部では、個々の授業成績、GPA、単位修得率などの「大学による成績」、授業改善アンケートの回答に表れる「学生による自己評価」、卒業生と就職企業を対象としたアンケートに基づく「卒業後の自己評価と外部評価」という3つの視点を工夫して、評価指標を作成しようとしている。研究科では、大学院学生による授業改善アンケートの「出席状況」「授業への熱心なとりくみ」という項目における自己評価にとどまっている。学部・研究科ともに、学習成果を測定するための評価指標は、いまだ開発されていないので、教育目標や学位授与方針に示した課程修了にあたって修得しておくべき学習成果の測定を目的とした評価指標の開発に努めることが望まれる。

<提言>

一 一層の改善が期待される事項

- 1) 経済学研究科において、課題研究レポートの審査基準が明文化されていないので、修士論文の審査基準とは別に策定し、『大学院ガイドブック』などに明記するよう、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

建学の精神と教育理念及び人材育成の目的を達成するために、「本学が求める人物像（学生像）」を定め、これを踏まえ学部・研究科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。この方針は、ホームページ、大学案内及び入学試験要項に明示されており、進学説明会やオープンキャンパスで、受験生への説明も行っている。外国人留学生の受け入れ方針は、「新潟産業大学改革プラン」に掲げており、ホームページには4ヵ国語で大学の教育内容が紹介され、3ヵ国語で入学試験要領を周知している。

新潟産業大学

学生の受け入れ方針に基づき、学部、研究科ではそれぞれ入学試験を行い、教授会、研究科委員会それぞれの審議を経て、学長が合否を決している。学部では、A O入試、推薦入試、一般入試など 10 区分で行われ、留学生入試は海外入試と日本国内入試を行っている。研究科では、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の 3 区分に学内推薦入試を加えた 4 区分で行われている。

定員管理については、2010(平成 22)年度の大学評価に際しても改善が求められた点であるが、2016(平成 28)年度から 2017(平成 29)年度にかけて、経済学部経済経営学科の収容定員に対する在籍学生数比率については改善が見られたものの、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が経済学部、同経済経営学科及び同文化経済学科で低く、収容定員に対する在籍学生比率が経済学部及び同文化経済学科で低いので、是正されたい。また、研究科においても、収容定員に対する在籍学生数比率が低いので、改善が望まれる。

学生の受け入れの適切性の検証については、学部においては「入試委員会」が行い、研究科においては研究科委員会が行っている。そのうえで、「学長・副学長等会議」において全学的な検証・目標設定を行う体制となっているが、今後も適切な定員管理に向けて、検証プロセスを機能させ、改善につなげることが望まれる。

<提言>

一 一層の改善が期待される事項

- 1) 経済学研究科において、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.45 と低いので、改善が望まれる。

二 必ず実現すべき改善事項

- 1) 2017(平成 29)年度において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が、経済学部(大学全体)で 0.75、同経済経営学科で 0.87、同文化経済学科で 0.59 と低く、収容定員に対する在籍学生数比率も、経済学部(大学全体)で 0.79、同文化経済学科で 0.62 と低いので、是正されたい。

6 学生支援

<概評>

貴大学は、「本学の建学の精神、教育理念にもとづく教育目標の達成に向けて、学生一人ひとりが学修に専念し、充実し安定した学生生活を送ることができるように、修学支援、生活支援、進路支援を行う」という基本方針に基づき、「修学支援の方針」「生活支援の方針」「進路支援の方針」を含めた「学生支援に関する方針」を策

定し、ホームページを通じて学内外に広く公表している。

修学支援については、「基礎ゼミナール」及び「ゼミナール」の担当教員による4年間を通じた「担任制」を基盤としており、さまざまな事情から修学意欲が低下する学生の早期発見と、適切な指導・支援を目的として「退学希望者指導と学籍異動のフローチャート」を策定し、担当教員とCLA（キャンパスライフアドバイザー）を担う事務職員が欠席理由の緊急度に応じた相談や保護者を交えた面談を行っているほか、欠席理由が心身の障がいである場合には「学生支援のためのプロジェクトチーム」を含めた対応を行っている。また、3年次への進級判定及び卒業判定による留年決定者に対しては、担当教員との面談を通じて、生活改善指導や履修指導を行うなど、明確な手続きによる組織的な対応が図られている。外国人留学生に対しては、「日本語科目」や留学生対象の「基礎ゼミナール」の設置による学修支援のほか、学生課国際センター事務室の職員や学生チューターによる学習・生活相談等の支援を行っている。さらに、身体に障がいを有する学生に対しては、教室移動時間の配慮やノート作成補助などを提案し、障がいの程度や本人の意向を踏まえた支援を講じている。なお、授業内容の理解に不安のある学生に対しては、当該授業科目担当教員のオフィスアワーでの面談を案内している。また、授業内容の理解度の遅れにより修学意欲を喪失する学生が存在することも貴大学では把握しており、補習・補充教育の実施等を検討していることから、その実現に向けた取組みが期待される。

修学上の経済的支援について、貴大学独自の制度としては、3種類の「奨学貸付制度」のほか、入学時の「学業特待制度」「スポーツ・文化活動特待制度」、人物・学業成績優秀者対象の「学費軽減制度」「スポーツ・文化活動奨学制度」及び「経済的理由による修学困難な学生を支援する学費軽減制度」、外国人留学生に対する「学習支援金」や「外国人留学生入学時支援制度」などを設けている。

生活支援については、担当教員による支援に加え、学生課窓口や学生課医務室においても相談できる体制を敷いている。また、学生の心身の健康保持・増進については、定期健康診断等の実施のほか、UPI検査の結果分析と問題傾向の学生を学生課医務室で抽出し、学校医（精神科医師）等の専門家によるカウンセリングにつなげるなど、組織的に対応している。

各種ハラスメントの防止に向けては、「学校法人柏専学院ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、「ハラスメント防止委員会」を設置するとともにハラスメント相談員を置くなど、各種ハラスメントの防止に取り組んでいる。また、学生への周知については、毎年度の『NSUnavi』に各種ハラスメント等の相談窓口やハラスメントの事例を掲載するとともに、新年度ガイダンスにおける学生課職員による啓発活動等を通じて行っている。

学生の進路支援については、「キャリア科目」を通じた1年次からのキャリア教育や、「就職委員会」及び就職課が策定する年度事業計画及び就職支援行事計画に基づくキャリアガイダンスなどの実施に加え、学生一人ひとりに対応した個別指導体制により、学生の主体的な進路選択を可能とする組織的な支援が行われている。また、2013（平成25）年度入学者からは、「キャリアポートフォリオ」の記録を全学生に義務付けており、学生自身による主体的なキャリア形成とPDC Aサイクルに基づく自己評価・管理を促している。

修学支援、生活支援、進路支援を含めた学生支援全般に係る適切性の検証については、全学的に認証評価に向けた自己点検・評価を主たる機会としている。今後、学生支援の取組みをより充実させるためにも、貴大学の学生支援全般に係る取組みの適切性や、取組み内容・成果と方針との整合性について、恒常的かつ組織的に検証を行うことが望まれる。

7 教育研究等環境

<概評>

貴大学では、「理念・目的を実現するために必要な校地・校舎・施設・設備等を整備し、安全・衛生に配慮しながら、学生の学習意欲の向上に資する学修環境と教員の教育研究環境を整え、これを提供する」ことを「教育研究等環境の整備に関する方針」として定め、これをホームページで公開しており、大学設置基準を超える広さの校地面積、校舎面積を有している。

図書館は学部・研究科の教育研究に必要な資料を中心とした蔵書を備え、電子情報コンテンツも利用できるなど、利用環境を整えている。また、国立国会図書館をはじめ、多くの大学とのネットワークを整備するとともに、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツへのアクセスを可能とし、利用者の要望に応えている。ただし、図書館には、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないので、改善が望まれる。

教員の個人研究費については、定額配分に加えて、外部資金の獲得者への加算という方法も採り入れており、研究室も全専任教員に個室が確保されている。また、研究倫理を遵守するための諸規程を制定するとともに、「公的研究費不正使用防止計画推進委員会」を設置し、各教員には独立行政法人日本学術振興会が発行した「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得」の通読と同会による「研究倫理 eラーニングコース」の受講を義務付けている。

教育研究環境の適切性の検証については、「学長・副学長等会議」を責任組織として「新潟産業大学改革プラン」をもとに行っている。なお、この検証体制はまだ緒

に就いたところであるので、今後の発展に期待したい。

<提言>

一 一層の改善が期待される事項

- 1) 図書館には、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないので、改善が望まれる。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

貴大学では、建学の精神と教育理念、教育目標等の実現のため、『『地（知）の拠点』として、教育研究の成果を社会に還元するとともに、地域の諸組織・団体等と連携し、文化の振興と地域社会の活性化に貢献する』こと、「長年に亘って築いてきた海外に広がるネットワークを通じて、地域社会の国際交流に協力する』ことを「社会との連携・協力に関する方針」として定め、ホームページにて公表している。

この方針に沿って、「生涯学習事業による教育研究成果の社会還元」「地域連携事業による教育研究成果の社会還元」「地域交流・国際交流事業による社会貢献」「学外組織との連携協力による教育研究の推進」の4項目をテーマとして多方面で活動している。生涯学習事業においては、「新潟産業大学生涯学習友の会」を設立し、授業科目の一部を市民に開放するほか、柏崎市とともに「かしわざき市民大学」を開講している。さらに、柏崎市を含む広域の自治体や諸団体と連携協定を結び、多方面で教育研究の成果を社会に還元する取組みを継続的に行う体制を作り、実施している。多くのゼミナールが、地域の課題をとりあげて問題解決型の多彩な教育活動を展開し、社会連携と効果的に結びつけた活動を行っている。また、これらの多彩な活動の相互協力を促進し、支援する組織として、2016(平成28)年度からは新潟産業大学地域連携センターを設置し、より一層の活動の強化に努めていることは、高く評価できる。

社会連携・社会貢献の適切性の検証については、「学長・副学長等会議」が責任組織となって行っているが、検証を行う責任組織として「地域連携センター運営委員会」に移行を検討しており、今後の進捗に期待したい。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 柏崎市を含む広域の自治体や諸団体と連携協定を結び、多方面で教育研究の成果を社会に還元する取組みを継続的に行う体制を作り、実施している。多くのゼミ

ナールが、「まちかど研究室プロジェクト」をはじめとする町の活性化のための企画、地域通貨による地産地消の推進、地域の特産物の商品化、観光マップの作製など地域の課題をとりあげて問題解決型の多彩な教育活動を展開し、自治体や地元企業や商店、社会福祉法人などとの社会連携と教育活動を効果的に結びつけた活動を行っている。また、これらの多彩な活動の相互協力を促進し、支援する組織として、2016(平成28)年度からは新潟産業大学地域連携センターを設置し、より一層の活動の強化に努めていることは、評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

貴大学では、「本学の理念・目的の実現に向けて、計画的かつ透明性のある管理運営に努め、社会に対する説明責任を果たしながら、法人組織との連携のもとに、学長の大学の管理運営と教学ガバナンスを強化し、経営改革と教学改革を一体的に推し進める」旨を「管理運営方針」と定め、ホームページを通じて学内外に広く公表している。また、この方針に基づき、2016(平成28)年度から2020(平成32)年度までの中期計画として「新潟産業大学改革プラン」を策定し、その実現に向けた事業推進に努めている。

学校法人の管理運営に必要な職務・権限等については、「学校法人柏専学院寄附行為」及び「学校法人柏専学院運営組織規程」に、大学の管理運営に必要な職務・権限等については、「学校法人柏専学院運営組織規程」にそれぞれ定めている。

意思決定については、理事会が学校法人の業務を決する旨を「学校法人柏専学院寄附行為」に定める一方、2015(平成27)年4月1日施行の学校教育法等の改正の趣旨及び管理運営方針を踏まえ、大学の校務全般に関する最終決定権は学長が有することを改めて諸規程・規則等に明示するとともに、教授会の役割についても規定するなど、明確に定められた各種規程等に即して学校法人及び大学の管理運営を行っている。また、大学運営に関する重要事項を協議し、学長の意思決定に資することを目的として「学長・副学長等会議」を設置するとともに、教育研究改革及び大学運営改革等を推進するために、各種調査及び企画立案を行い学長に報告することを目的として、企画調査室を設置している。

学校法人及び大学業務に係る事務組織については、「学校法人柏専学院運営組織規程」に基づき、法人事務局及び大学事務局を設置するとともに、「学校法人柏専学院事務分掌規程」により、事務局・各部課(室)における事務分掌を定めている。事務職員の資質向上に向けた研修等の取組みについては、大学スタッフ・ディベロ

ップメント（SD）の目的を定め、SD講演会やゲートキーパー養成講座のほか、外部の研修制度を活用した研修機会が提供されている。ただし、専任職員の新規採用を抑制してきたことによって専任職員の年齢構成が高齢層に偏っている点について、今後の中・長期的な採用計画により改善・是正していく必要性を貴大学において認識していることから、目標管理制度の導入や人事考課のさらなる処遇への反映による事務組織の活性化とともに、具体的な改善に向けた取組みが期待される。

予算配分については、次年度の予算編成方針を策定するとともに、あらかじめ設定された予算編成の手順に従って行われている。予算の執行については、「学校法人柏専学院経理規程」等の各種規程・支出基準等に基づき適切に行われている。

監査については、監事は理事会及び評議員会に出席して、財務状況、業務執行状況等について意見を述べるとともに、私立学校法及び「学校法人柏専学院寄附行為」に定める監事による監査を実施し、その結果に基づき、法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を適切な内容で作成のうえ、理事会及び評議員会に提出している。また、私立学校振興助成法に基づき、公認会計士によって会計処理を中心に各業務手続きの適切性や会計書類との整合性についても監査が行われており、適切な内容・体制による財務監査がなされている。

なお、管理運営の適切性・実効性、予算配分と執行プロセスの明確性・透明性、監査の方法・プロセス等の適切性の検証については、全学的には、認証評価に向けた自己点検・評価を主たる機会としている。今後は、こうした事項について、恒常的かつ組織的に検証を行うことにより、貴大学自らがその適切性を担保するシステムを構築していくことが望まれる。

（2）財務

<概評>

中・長期的な財政計画として、「経営改革」「教学改革」「魅力の向上と発信」「地域連携」の4点を主要な施策として掲げた「新潟産業大学改革プラン 平成28年度～32年度（5ヵ年）」において、「経営改革」の中で、財政基盤の安定に向けて、学生確保による収入増、外部資金の獲得、人件費の削減などの具体的な数値目標を含む計画を策定し、それに沿って、改善策を実行している。その結果、学生生徒等納付金収入については回復傾向にある。

財務関係比率について、事業活動収支計算書（消費収支計算書）関係比率では、「社会科学系学部を設置している私立大学」の平均と比較して、法人全体、大学部門ともに、人件費比率及び人件費依存率は高く、事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）はマイナスが続いている。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」

は、直近の6年間で低下を続けており、「事業活動収入（帰属収入）に対する翌年度繰越支出超過額（翌年度繰越消費支出）の割合」に関しても上昇傾向となっていることから、教育研究目的・目標を実現する上で必要な財政基盤は確立されていない。特に、法人全体では、学生生徒等納付金で人件費が賄えず、経常収支差額も経年的にマイナスとなっているため、今後は、「新潟産業大学改革プラン 平成28年度～32年度（5ヵ年）」に掲げる学生の確保と人件費の削減に関する改善策を推し進め、財政基盤の安定化を図ることが望まれる。

なお、外部資金については、科学研究費補助金の申請件数及び受入金額の実績はほぼ横ばいであり、今後は、受託研究等も含めた外部資金の獲得に向け取り組むよう、一層の努力が望まれる。

<提言>

一 必ず実現すべき改善事項

- 1) 「要積立額に対する金融資産の充足率」及び「事業活動収入（帰属収入）に対する翌年度繰越支出超過額（翌年度繰越消費支出）の割合」が悪化傾向にあるため、「新潟産業大学改革プラン 平成28年度～32年度（5ヵ年）」に掲げる改善策を推し進め、収支状況を早急に改善するよう是正されたい。

10 内部質保証

<概評>

貴大学では、内部質保証に関する方針として、「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究及び管理運営等の質の保証及び質の向上について、自ら点検及び評価を行う」ことを掲げ、これを「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」に定めている。

この規程に従い、各個別委員会の自己点検・評価結果は、学長を委員長とする「自己点検・評価運営委員会」が集約し、自己点検・評価を行っているものの、その周期は認証評価に備えた7年に1度に限られている。したがって、大学全体としての自己点検・評価を定期的実施しているとはいえない。さらに、「学生の受け入れ」や「財務」のように、前回の大学評価において指摘された事項がまだ改善されていないことから、自己点検・評価を含むPDCAサイクルが機能しているとはいえない。今後は、「学長・副学長等会議」を中心とした検証を行うことを予定しているので、関連規程の整備や「自己点検・評価運営委員会」との関係性を明確にしたうえで、組織的かつ定期的な自己点検・評価を実施するとともに、内部質保証システムを構築し、機能させるよう、改善が望まれる。

なお、文部科学省や認証評価機関からの指摘事項については、改善状況の報告を行い、対応しているものの、上述の通り、いまだ改善されていない問題も残されている。

自己点検・評価の結果を含む情報公開については、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」に基づきホームページなどで公表することとしており、『自己点検・評価報告書』及び認証評価結果とともに、財務関係書類や学校教育法施行規則に関わる必要な情報も掲載されている。

<提言>

一 一層の改善が期待される事項

- 1) 規程に従い自己点検・評価を行っているものの、その周期は認証評価に備えた7年に1度に限られており、大学全体として定期的な自己点検・評価を実施しているとはいえない。さらに、前回の大学評価において指摘された事項がいまだ改善されていないことから、自己点検・評価を含むPDCAサイクルが機能しているとはいえない。今後は、組織的かつ定期的な自己点検・評価を実施するとともに、内部質保証システムを構築し、機能させるよう、改善が望まれる。

各基準において提示した指摘のうち、「一層の改善が期待される事項」についてはその対応状況を、「必ず実現すべき改善事項」についてはその改善状況を、「再評価改善報告書」としてとりまとめ、2020（平成32）年4月の本協会の指定する日までに本協会に提出することを求める。

以 上